



週報

第十八號

昭和二十二年二月十七日

官報附録

昭和二十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和二十二年二月十七日發
行 (毎週一回水曜日發行)

五錢

○文化勳章の制定 (賞勳局)

○ブラジル移民に就て (拓務省拓務局)

○ヒトラー總統の
議會演説に對する反響
(外務省情報部)

—(國際時事解説)—

週報

昭和二十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和二十二年二月十七日發
行 (毎週一回水曜日發行)

第十七號

(本書の大きさは規定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)三五二一九 振替東京一九〇〇番	一ヶ月(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) (減は三圓四十錢) 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區保町一ノ三 振替東京 九三九〇番	要送料
最寄書店・驛書店	

官報附録週報別刷

昭和二十二年二月十日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市神田區永田町
内閣總理大臣官舎内

印刷者 内閣印刷局
東京市神田區大手町

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

- ▼税制改革の要領 一
- ▼電力統制の必要性 二
- ▼地方財政及税制改革 三
- ▼燃料國策に就て 三
- ▼陸軍軍備の本格的充實 四
- ▼農村經濟更生と特別助成 四
- ▼小學校教員俸給の道府縣負擔 五
- ▼滿洲移民の現況と其の將來 五
- ▼法制化された方面委員制度 六
- ▼航空國策に就て 六
- ▼思想犯保護觀察制度の實施 七
- ▼國民健康保險制度の要旨 七
- ▼來年の豫算 七
- ▼國際觀光事業の一般趨勢 八
- ▼羊毛工業の現在と將來 八
- ▼金融機關を語る 九
- ▼退職積立金及退職手當法の施行に就て 九
- ▼皇室の御近狀 一〇
- ▼海運國策に就て 一〇
- ▼新春を迎へて國民諸君へ 一〇
- ▼義務教育年限の延長 一一
- ▼關稅制度改革の要領 一二
- ▼保健國策に就て 一三
- ▼貧窮處理法と昭和製鋼所 一四
- ▼國際時事解説 一四
- ▼第十五號 各號
- ▼治水の根本策 一四
- ▼英伊地中海協定と歐洲の風雲 一四
- ▼第七十回帝國議會に於ける國務大臣の演說 一四
- ▼第十六號 各號
- ▼列國の原料資源 一五
- ▼我國の結核死亡率と乳兒死亡率 一五
- ▼西安クーデターの全貌 一五
- ▼第十七號 各號
- ▼紀元節制定の由來 一六
- ▼紀元節御下賜金に就て 一六
- ▼海上戰鬥力に就て 一六
- ▼暴露された蘇聯の竝行本部事件 一六

文化勳章の制定……………賞勳局……………(一)

ブラジル移民に就て……………拓務省拓務局……………(七)

——(國際時事解説)——

ヒトラー總統の

議會演說に對する反響……………外務省情報部……………(二二)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二九)

文化勳章の制定

賞勳局

紀元の佳節に當り、新たに文化勳章制定の勅令が公布せられたることは、既に御承知の通りであつて、當日林内閣總理大臣は、聖慮の程を拜察して、謹話を發表せられて居るのであります。

就ては、右勅令の内容其の他に付以下少しく説明を加へて見度いと思ひます。
我國文化進展の跡を見るに、固有の長所を發揮したるもの尠しとしません。然れども科學、藝術等の分野に於て未だ海外のそれに模倣追隨するの域を脱せざるものがあるのは遺憾とする所でありませぬ。而も文化の創造は一朝一夕に成るものではなくて、多年の研鑽努力に俟つべきでありますから、大いにこれが獎勵の方途を策するは國運發展を期する上に於て寔に時宜を得たるものとするのであります。

抑、科學そのもの、目的とする所は眞理の探究に存し、藝術そのもの、理想とする所は美の追及にあるのであります。故に其の本質より見れば必ずしも夫れ等の實利實用を云爲するのではないのであります。併し廣く之を人生の上より考察すれば、如何なる研究も、其の源に遡れば人間の實際的要求を充たさんとする所より出發するのであります。科學上の發明、發見其の他の研究が如何に人生に實

(本誌より轉載の場合は「週報」に依る旨を明記し
情報委員會宛三部送付せられたし)
(本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關し
ての意見は進んで情報委員會に申出でられたし)

獻あるかは何人も疑ひませぬが、例へば哲學の如きは、如何にも實生活より縁遠きもの、様に思はれるけれども、其の本を質せば人生の驚異を解釋せんとする切實なる實際的要求が心中に働くが故であります。勿論哲學の目的は、必ずしも實用に存するとは云ひ難いのであります。其の發見したる真理は、眞理としての絶対價値を有し、此の眞理を以て人智を満足せしむれば哲學の任務は終りたる如く見えます。然れども哲學全體の任務は、これを以て完全に果されたとは申されません。其の純理的思索より一步を轉じて、人生の研究に役立つて始めて其の充實したる意味を有するやうになるのであります。

藝術に就ても同様の事が言ひ得るのであります。即ち藝術本來の理想は美の追及に存し、其の目的が實現せらるゝならば、藝術としての價値は十分に發揮せられたる理であるけれども、其の結果より生ずる實用的貢獻が、人生を充實せしむることは、云ふまでもないのであります。蓋し藝術は繪畫、彫刻、建築、音樂、文藝の何れなるを問はず、其の内容を種種の技巧様式を通じて、直接に目又は耳等の感覺に訴へて即座に其の美的價値を體驗せしめます。高尚至難なる無象の思想が有形の藝術に具體化せられ、美化せらるゝときは直截簡明に人心に入るのみでなく、又美的慾求を満足せしめて、言ふに言はれぬ高雅なる情操を喚び起し、人格の圓滿なる向上を促します。

又藝術の愛好に依つて高尚なる趣味を涵養し、人心に潤ひを添へることが出来ます。日常不斷の生活に追はれ、營利に汲々として飽くことを知らない我慾から藝術の鑑賞(又は創作)に依つて平然とし

て超越し無念無我の境に入ることが出来ます。一度此の恍惚たる境地に入れば生存競争の打算や、醜惡なる現實を解脱し、苦惱煩悶を忘れ、人生のなごやかなる一面を開拓するやうになります。更に藝術の鑑賞に伴ふ趣味の體驗は、精神に偉大なる慰安を與へます。斯かる慰安は精神の疲勞を恢復し、其の苦惱を消散し、人間の活動に新しき生命を加へます。美の鑑賞は結局精神に元氣を付け、生活に活氣を添へるのは自然の數であります。

現代の如く物質的傾向強烈であつて動もすれば精神的文化をも壓倒せんとする社會生活に於ては、藝術の力は大いに意義あり、價値あるものと思ひます。之等の觀點よりしますれば藝術も亦科學と共に人生に裨益し國家に貢獻あるものと云はねばなりません。

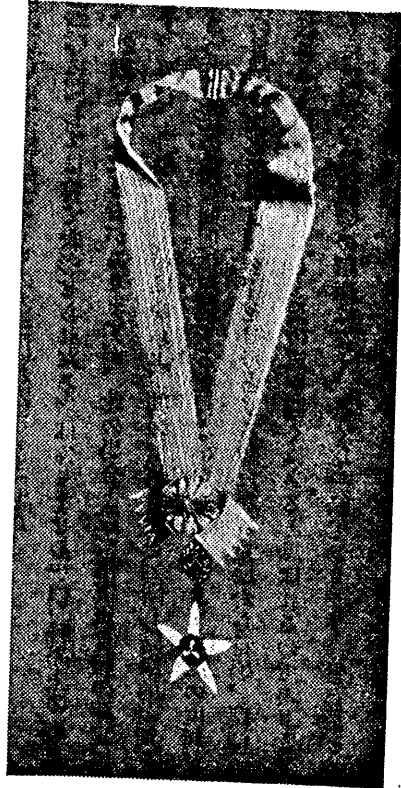
従來藝術等に關しては皆て表彰せられたる者はありません。偶々科學上の發見、學術上の著作等に對しては、敍勳せられたる者がありますが、此の場合と雖文化價値自體の評定に基くものではないのであります。蓋し、科學、藝術等は性質上、其の價値自體を判斷し階級的差別を劃することは、極めて困難であつて現在の勳章制度に配敍するを得ないからであります。此の度新たに制定せられました文化勳章の目的は文化價値自體を評定せんとする新たな見地から科學、藝術等の向上發達に關し顯著なる勳績あるものを表彰せらるゝ爲の道を開くにあると思はれるのであります。従つてこれまでの勳章の如くに勳等又は功級等の階級はなく、全く單一級であります。此の點が文化勳章が他の勳章と全く異なる所であります。

文化勳章の製式は次の通りであります(寫眞参照)。

章	金橋花徑六六種	花白盛上七寶、重扉間金地濃藍色七寶、曲玉白色七寶、地赤色七寶
鈕	金橋葉寶	葉綠色七寶、實淡綠色七寶
環	金小形橢圓	
綬	幅三七種	織地淡紫色

文化勳章略綬ハ淡紫色直徑一種、同色ノ翼ヲ附ス

橘は往古から我國では珍重せられ、桓武天皇が平安京に遷都せられてからは紫宸殿の南庭に用ゐら



れて右近橘と稱せられ、左近櫻と共に併稱せらるゝことは申すまでもないことであります。

曲玉は古代より我國に存し、神寶の中に數へられ仁徳を顯現すと稱せられて居ります。

尚諸外國に於ける科學、藝術等の功績を表彰する主なる勳章等を見ると、
一 伊太利には「サヴォイヤ」文功勳章があります。これは一階級即ち *Officier* 級のみで、定員最大限七十名で、伊太利人に限り、授與されます。即ち科學者、文學者及行政官にして何等かの重要な製作又は作品を構成發表せる者、技術家、建築家、藝術家にして功勞顯著なる者等に授與されます。

二 佛蘭西には「パルム・ザカデミック」勳章がありますが、これには左の二種があります。

Décoration D'Officier de L'Instruction Publique

Décoration D'Officier D'Académie

そして、之等は教育又は其の他の事業に依り藝術、文學、科學の發達に貢獻したる者、外國人又は在外佛蘭西人にして世界に向つて佛蘭西の藝術的、學術的及精神的紹介に顯著なる貢獻をなしたる者等に授與されます。

三 英吉利には「メリット」勳章があります。

本章の授與せらるべき者はこれを正員及名譽員の二種に分け、正員は其の數二十四名を越ゆることが出来ません。これは英吉利人にして、英吉利の海軍、陸軍又は美術、文學及科學上功績殊に顯著なる者に授與されます。名譽員は外國人にして本名譽を負ふべき價値ありと認められたる者とな

つて居ります。

四 埃太利には埃國藝術及學術功勞勳章がありまして二種に分れます。

一つは藝術及學術方面に於て最高の獨創的業績を擧げたる者に授與されますもので、これは Ehren Zeichen と言ひ、定員最大限二十四名であります。他の一つの Verdienstkreuz は員數に制限はありません。獨創的業績前者に及ばざるも相當の價值ありと認められたる者又は埃國の學術及藝術の發展助長に功績ありたる者に授與されます。

五 洪牙利には「コルヴィン」勳章があります。これには「コルヴィン・ケツテ」及「コルヴィン・クラシツ」の二種があります。學術に對する功績顯著なるものに授與されます。

六 埃及には「エル・マールフ」勳章があります。「コンマンドール」「オフィシエ」「シュヴァリエ」の三階級があり、埃及人又は外國人にして科學、文學及美術方面の功績顯著なる者に授與されます。之等の國に於ては夫々文化の向上に關して特種な表彰方法を用ひて之が獎勵を圖つて居るのであります。

文化勳章は科學、文藝、繪畫、彫刻、建築、音樂等に關して貢獻最も顯著なる者に授與されます。

そして定員は別に設けてありませんが、授與の手續に當りましては特に嚴選されることになつて居ります。

又同一人に就きましては再び授與されることはないであります。

尙新勳章は綬を以て胸部の中央に佩びることになつて居ります。

ブラジル移民に就て

拓務省拓務局

一 は し が き

現在海外に在住する邦人は約八十萬人に及び、地域的には滿洲、支那、南洋及南北アメリカ等に擴つてゐるのであるが、我國從來の海外移民中、ブラジル移民は短期間に顯著な發展を遂げ、且極めて整備した組織統制の下に行はれてゐる點で特異の地位を占めてゐる。最近經濟使節の交換、通商貿易の飛躍的増進等に依り、ブラジル國及日伯經濟關係の重要性といふものが漸く一般の注意を惹いて來たのであるが、之等の結果への到達に對しては二十萬に達する在伯邦人の存在が重要な役割を務めて居り、日伯關係を語らんとすれば差當り移民關係を措いては爲し得ない。「ブラジル移民」といふ言葉は比較的親しみのある響を持つてはゐるが、地理的關係よりブラジル移民の實際に就て知つてゐるものは比較的少い實情に鑑み、茲に其の現状を概説して見たいと思ふ。

二 ブラジル移民の沿革

ブラジル移民の歴史は、明治四十一年皇國殖民會社が送り出した七百九十餘名の珈琲園行の契約移

民に始まる。我國は既に明治元年布哇に甘蔗園行の移民百五十名を送つてはゐるが、國民の間に海外移住の機運が漸く萌し始めたのは、明治の中葉特に日清戦争以後のことである。當時の移民の移住先は主として布哇及北米合衆國であつたが、之等の移民は契約移民禁止、排日運動に因り打撃を受け、國民は餘儀なく別に進路を南米大陸に求めることとなり、其の結果ブラジルへは明治四十一年初めて移民の渡航を見たのである。

ブラジル移民は布哇移民等より遙に後れ、又ブラジルと同じ南米大陸のペルーへは、既に之に先だつこと十年、即ち明治三十一年に最初の移民が渡つてゐるから、ブラジル移民の歴史は比較的新しいと謂はなければならぬのであるが、布哇移民、北米移民が土地の所有又は租借の禁止、市民権賦與の制限、更に大正十三年の日本移民入國禁止等に遭つて、其の前途を全く阻まれたのに反し、ブラジル移民は、ブラジルの自然的、社會的乃至は經濟的の諸條件に恵まれ、概ね順調な経過を辿り、殊に大正十年以後、ブラジル移民事業に對する政府の積極的助成が始められるや、一段と移民數を増加し、之に伴ひ民間の會社個人の拓殖事業に投資する者も漸次現れ、更に昭和二年には海外移住組合法が制定せられ、従前の單なる勞働移民と異り、最初より土地を購入して自作農を營む所の、所謂企業移民が送られることになり、伯國移住事業は茲に劃期的な前進を遂げることになつたのである。在伯同胞の數は現在約二十萬に達し、世界各國に於ける在留邦人數に於て、北米、布哇を凌ぎ、滿洲國に次いで第二位を占めるに至つた。

三 移住地としてのブラジル

ブラジル國は一五〇〇年アルバレス・カブラルに依つて發見せられポルトガルの屬領となつたが、一八二二年獨立して王國となり、一八八九年以來聯邦共和制を布いた。更に一九三〇年の所謂十月革命の結果ゼツリオ・ウアルガスが臨時大統領となり、憲法一部の運用を停止して獨裁を續けたが、憲法政治復歸を要望する民論に従ひ、一九三四年七月新憲法を制定發布し、續いて行はれた大統領選舉にウアルガスが當選し現在に及んでゐる。新憲法も舊憲法と同様、聯邦制、共和制及代議制を採用し、民主主義を基調としてゐることに依然變りはないが、唯全般に互り、中央集權的色彩を濃厚にして來たのが目を惹く。

ブラジル國は面積八百五十餘萬平方呎、即ち我國本土の約二十二倍、温帯から熱帯に跨る廣域で、人口は四千七百萬、密度にして一平方呎當り五人に過ぎず、我が内地の人口密度の三十五分の一に當つてゐる。國土の大部分は曾て斧鉞を入れぬ原始林を以て覆はれ、開拓されてゐるのはサンパウロ州を中心とする南部ブラジルの極小部分に過ぎない。

其の産業の首位を占めるものが農業であることは言ふ迄もない。中部以南の大高地も、北部のアマゾンヤ大平原も、各種有用植物の成育に適するものであるが、珈琲は特に世に知られ、世界全産額の七割を産出する。其の他では、棉、米、玉蜀黍、マンデヨカ(薯の一種)、砂糖、豆、植草、茶、果樹等が農

産物の主要なものである。農業に次いで牧畜業、林業等があり、鑛業も將來有望と見られてゐる。位置から言ふとブラジル國は大部分熱帯又は亞熱帯に屬するのであるが、潮流、貿易風、降雨等の關係で邦人にも極めて凌ぎ易く、殊に本邦移民の大多數が在住するサンパウロ州の如きは、最高氣温三十一度、最低九度、平均二十一度であるから、頗る快適温暖である。毒蛇猛獸と特に稱する程のものも居らず、初期の我が移民を苦しめた風土病も、今日では生活に何等脅威を與へるものでない。

其の人種を構成してゐるのは、主としてポルトガル系であるが、之に先住民クアラニー族、アフリカ黑人、移民として渡來したスペイン人、伊太利人、獨逸人等の血が加はり、更に之等各人種の血が種々雜多に混合し、複雑多岐な人種型を作つてゐる。従つて人種的偏見が極めて稀薄なのも此の國の特徴である。

四 ブラジル移民の種類

ブラジル移民は取扱上之を大別して、珈琲園行の移民、海外移住組合の移住地に入る自作農移民、拓殖會社の植民地に入る自作農移民の三種とすることが出来る。總て農業移民である。珈琲園行移民は珈琲園の被傭労働者として行くものであつて、資金無しの所謂裸一貫でも行ける所に其の特色があり、後の二者は内地から相當の資金を携へて行き、ブラジルで土地を買入れ、最初から自作農となる所の、企業移民とも稱すべきものである。

(1) 珈琲園行移民

昭和四年海外移住組合聯合會が自作農送出を開始する迄は、ブラジル移民の殆ど總てが此の種の移民であつたが、近時土地に定著し經濟的基礎の鞏固なる移民を送出するの要が論ぜられるに伴ひ、自作農移民の重要性が認められ、隨つて其の數も漸次増加して來たといへ、今尙其の大多數を占めてゐるものは依然珈琲園行移民である。

珈琲は同國産業の大宗で、サンパウロ州に在る約四萬の珈琲園に植付けられた十數億本の珈琲樹の栽培に勞力を供給するのが、此の珈琲園移民である。珈琲園移民は、移民取扱人との勞働契約に依つて渡航し、就働するものであるから所謂契約移民に屬するものであり、現在は海外興業株式會社の一手扱となつてゐる。海外興業株式會社は移民保護法所定の移民取扱人であつて、ブラジルに於ける珈琲園勞力の需要に従ひ、内地より移民を募集し、其の渡航を斡旋し、各珈琲園よりの申込に對して移民を割當て、珈琲園主との間に契約を結ばせる、それで會社は法律上自己の取扱つた移民に對し、十年間疾病其他困難の場合に於て、之を救助し若くは歸國せしめる義務を負擔してゐる。

移民は珈琲園に入ると耕主の與へる住宅に住み、賃銀を得て除草及採實に従事するが、賃銀は受持珈琲樹數に従つて決められる。一人の受持樹數は、熟練の程度に依つて異り、最初の内は千五百本乃至二千本位である。勿論右の賃銀が移民の主要収入であるが、通常契約條件として受持珈琲樹の間に間作が許され、別に一二町歩の畑が無地代で借りられるから、移民は米、玉蜀黍等を栽培し、又住宅の附近を養鶏、養豚、果樹野菜の栽培等に利用し、自家用の食料に供することが出来る。其の他臨

時収入として、餘暇を利用しての日傭賃銀がある。

珈琲園に於ける数年の努力に依り、相當の經驗と貯蓄が出来ると、借地農、請負農或は獨立農となるのが普通のコースである。嘗て一介の勞働移民として珈琲園に入り、今日數十町歩乃至數百町歩の地主として堅實な地位を築き上げた、所謂「成功者」がサンパウロ州の各地に散見される。ブラジル農業移民として成功するには、家族に勞働能力者の多いことが一つの要素となつてゐるが、此の珈琲園移民に於ては特に然りである。

(2) 海外移住組合の移民

前述の通り、珈琲園移民が一般に資本を持たぬ農園勞働者であるのに對し、此の海外移住組合の移民と云ふのは内地から相當の資金を携へて行き、直ちに自作農となる移民である。海外移住組合法が制定せられたのは昭和二年であつて、それ迄はブラジル移民は殆ど珈琲園行の契約移民のみに限られてゐたが、珈琲園移民は獨立する迄相當の年月を要し、其の教養も一般に低いので、最初から相當の資金を持參し獨立農業者となる所の比較的教養の高い農民を送り、より堅實な海外發展の實を擧げようといふのが、此の海外移住組合法制定の趣旨である。

海外移住組合法に依ると、海外移住組合の目的は、組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するに在る。組合は一の法人であり、組織は有限責任で、一區域(現在は道府縣を二區域とする)に就て一個を限り設立を許される。海外移住組合の組織は産業組合のそれと大差なく、特に必

要なる條項以外は産業組合法の規定が準用せられてゐる。

海外移住組合は現在全國殆ど總ての府縣に設立せられて居り、各組合は全國的に結合して更に海外移住組合聯合會を組織し、聯合會が移民の募集送出等の國內事務を統轄してゐるが、ブラジルには其の代行機關として、ブラジル國法に據る有限責任ブラジル拓殖組合を設け、移住地經營の實際事務に當らしめてゐる。

海外移住組合聯合會の事業は現在の所、ブラジルに於けるものが主要なものであるが、聯合會はブラジルに於て土地を購入し、之に土地區劃、道路の築造、市街地區劃をなし、教育、衛生、産業に關する萬般の施設を附した上、組合員たる移民に分譲するのである。聯合會が現在ブラジルに於て取得してゐる土地の總面積は約二十三萬町歩で、之を四つの移住地として經營してゐる。サンパウロ州のバストス、チエテ、アリアンサの三移住地、パラナ州のトレスバラス移住地が之である。移民は一族二十五町歩見當で土地分譲を受け自作農となるのであるが、其の資格條件として、府縣の移住組合に加入すること、移住地入植後の開拓費用、生活費に充てる爲に相當の準備金(八百圓程度)を用意することが必要である。土地代金は毎年の農業収益より十箇年賦で支拂ふ仕組である。

海外移住組合の移住地經營事業は開始以來堅實に發展して來たが、現在移住組合に加入せる者一萬二百を數へ、其の中移民として渡航し移住地に入植したものが八百家族、五千人を超えてゐる。内地よりの移民の外、既にブラジルに在る邦人で獨立農たらんとする者にも土地を分譲してゐるが、其の

數千三百家族、八千人に達してゐる。

移住地に於ける主作物は珈琲、米、棉、玉蜀黍、豆、蔬菜、烟草、バナナ、オレンジ、パイナップル等で、副業としては、豚、鶏、馬、牛等の飼育がある。又最近は養蠶業も相當盛になつて来た。近來特に棉の好況に因り移住地は頗る活氣を呈し、入植者の一致結束の下に行はれてゐる農業精神運動と相俟つて、移住地發展の將來は實に刮目すべきものがある。

(8) 拓殖會社の植民地に入る移民

南米拓殖株式會社及アマゾン産業株式會社の植民地に入る移民も前述の移住組合の移民と同様土地分譲を受け自作農となる。

南米拓殖株式會社は北部のパラ州に約百萬町歩の地権を獲得し、其の中約六十萬町歩のアカラ植民地に内地農民を入植せしめ土地分譲をなしてゐる。入植者は約百三十家族一千人、作物の主なるものは米、カカオ、棉花等である。

アマゾン産業株式會社は同じく北部のアマゾン州に移住地を經營し、約四百人を内地より入植せしめてゐる。主作物は米、マンデヨカ、護謨、甘蔗等である。

五 ブラジル移民の保護獎勵に關する政府の施設

(1) 我國の海外移住思想は明治以來國民の間に漸次普及發達して來たが、それは決して満足すべ

き程度には達してゐない。殊に國內の人口資源の不均衡状態に照し、國民の海外進出は現下の緊要事であるので、政府は各種の宣傳機關及方法を以て、移住思想の鼓吹、移住民の現況、移住地の實情等の紹介をなし、以て移住の宣傳獎勵に努めてゐる。府縣又は移住民後援團體其他に於て主催する講演會、講習會に講師を派遣し、或は自ら講演會を開催し、其他刊行物、印刷物を發行、頒布するのである。

(2) ブラジル移民に對しては、其の渡航を容易ならしめる爲種々の經濟的特典を與へてゐるが、其の主なるものは、國內汽車賃の半額割引、渡航船賃の全額補助、渡航支度金一人宛五十圓の補助等であるが、其他、移民取扱人たる海外興業株式會社が移民から徴する取扱手数料を廢止せしめ、之に對し補償を爲してゐる。

(3) 従前ブラジル移民は出發港たる神戸市に集り、所謂移民宿に宿泊して不當な宿泊料を徴せられ、其他移民の風紀衛生に就ても遺憾な點が多かつたので、之等の弊害を一掃すると共に、移民に對し移住に必要な教養を授ける目的を以て、昭和二年以來神戸移住教養所(舊稱移民收容所)を設け移民の出帆前約一週間其の全部を此處に宿泊せしめることになつてゐる。ブラジルの入國法規はトラホーム患者たる移民の入國を許さないもので、移住教養所に於ては移民の入所に當り身體検査を施行し、トラホーム患者は入所を許さない。移民は教養所入所中各種の教養を受けると共に、種痘、チブス、コレラの豫防注射等衛生上の處置を施される。尚トラホームに因る不合格者は、家産整理までして神戸に來り而も移住の目的を阻まれる結果、非難な境遇に沈淪する例も尠くなつたので、其の救済を目的として、昭

和十年財團法人海外渡航助成會を神戸市に設立し、不合格移民は其處に宿泊して治療に努め、治療を待つて渡航することゝなつた。渡航助成會は又良質低廉の渡航支度品の供給事業も併せ行つてゐる。

(4) ブラジル移民は目的地上陸迄五十日に近い長時日を船上に送り、且一船の移民數が數百名乃至一千名にも上るのであるから、其の間移民の監督指導、保護教養が必要であると共に、船中に於て移民に自治的團體訓練を施すことは、移住後の社會生活にとつても有益であるので、各船に特に移民輸送監督を乗船せしめ、其の統制の下に右の事務を行はしめてゐる。

(5) ブラジル定著後の移民の産業指導の爲には、サンパウロ帝國總領事館に勸業部を附置し、専任の技術者をして之に當らしめてゐる外、民間の産業組合、農事協會等も政府の支援の下に活動してゐる。

(6) 移民の中堅的指導人物の養成を目的とする移民民學校は現在七八校を數へてゐるが、特にブラジル移民を目的として宮崎市に第三拓殖訓練所が官設せられてゐる。

六 ブラジルに於ける邦人の活動狀況

日本は約三十年間に十數萬の農業移民をブラジルへ送つたが、大部分は今尙農業者であつて、其の九割五分迄は南部のサンパウロ州に集中してゐる。サンパウロ州は同國二十州中最も産業の發達した州で、政治上經濟上ブラジル聯邦の中樞をなし、ブラジル全珈琲樹數の五十パーセント約十五億本は此の州で占めて居り、其の内邦人の所有珈琲樹數は約六千萬本と計算されて居る。邦人農業者も初め

は主として此の珈琲栽培に従事してゐたのであるが、近年珈琲不況の爲、棉花の増産が特に著しく其の他煙草、果樹、蔬菜に轉向する者が増加したと共に、單作の不利を覺つて多角農業を営むことが盛になつて來た。一九三三年より四年に跨る一農年間の邦人農産物生産高は大體六千三百餘萬圓と推算せられ、其の内主なるものは綿綿の四千萬圓、珈琲の一千百萬圓、靱の三百萬圓等である。

近時移民の進出と共に内地資本家のブラジルに於ける各種企業に投資する者が次第に増加して來たのは甚だ喜ばしいことであるが、其の投資額は未だ數千萬圓に過ぎず、英國の三億磅、北米合衆國の六億弗、佛國の一億五千萬弗等とは較ぶべくもない。

在伯邦人の所有土地面積は南部ブラジル(主としてサンパウロ州)約六十萬町歩、北部ブラジル約百萬町歩、計約百六十萬餘町歩となつてゐるが、此の外アマゾンヤ産業株式會社がアマゾナス州との假契約に依り約百萬町歩の土地讓渡を受けてゐたのが、確定契約に至らぬ内、去る八月、聯邦上院より面積過大の故を以て不認可の決定を受けるの悲運に遭つたことは世人の記憶に新たな所である。

北部ブラジルに於ける所有土地は、南米拓殖株式會社の土地が大部分を占め、實際利用せられてゐるのは其の極小部分に過ぎない、南部ブラジルの土地は、之に反して、其の殆ど全部が實際生産に利用せられて居る。主なるものとしては、海外移住組合聯合會の二十三萬町歩、海外興業株式會社の七萬町歩、南米土地株式會社の二萬五千町歩、東山農事株式會社の一萬町歩等があり、之等の企業團體の土地以外に、獨立した珈琲園移民の所有してゐるのが二十萬町歩を超えてゐる。

農業者の外、商業、工業、漁業等に従事する邦人も相當あるが、それ等も前身は總て農業移民である。在伯移民の資産總額は三四千萬圓と推計せられて居る。之等移民の大部分が曾て裸一貫で渡航したものであることを思ふ時、ブラジル移住の如何に有望なるかを知るに足るであらう。

七 ブラジルの外國移民制限問題

初期に於けるブラジルの産業開發に主として勞力を提供したのは、アフリカより奴隸として輸入せられた黒人であつたが、産業勞力の絶えざる需要は、黒人奴隸のみを以てしては到底之を充たし得ず、従つて勞力の補給を外國移民に仰ぐ必要があり、殊に一八八七年の奴隸解放に依り勞力不足が深刻化するに及んで、外國移民の誘入は歴代政府の傳統政策となつた。

過去五十年間に同國に入つた外國移民は總數約四百四十萬人、國別にして伊太利移民百四十萬、ポルトガル移民百二十萬、西班牙移民六十萬、日本移民十七萬、獨逸移民十六萬、ロシア移民十萬等、其の主なるものである。

我がブラジル移民の歴史は他國移民に比し遙に新しいが、それでも過去僅々三十年間に、地理的不利を克服して十數萬の移民を送つたのみならず、一九三二年以來引續き毎年の移民數に於ては嶄然他國を凌いでゐる。例へば、一九三三年度入國の移民數調に依ると、總數五萬三百人の中、日本移民二萬一千九百、ポルトガル移民六千七百、獨逸移民三千六百、ポーランド移民二千三百、其の他一萬三

千と表はれてゐる。

此の日本移民の躍進途上に突然起つたのが移民制限問題である。一九三四年七月發布せられたブラジル新憲法は、毎年の各國移民は一律に、最近五十年間にブラジル國內に定著した當該國人の總數の二分に限られるべき旨を規定したのである。此の外國移民制限は各國移民に一律に適用せられるもので、特に日本移民を目標としたものではないが、日本移民に關する論議が制限規定の議會通過に強く與つて力あつたことは否めない、且移民の歴史が五十年の漸く半ばを越したに過ぎない上に、最近になつて移民を多く送り始めた日本が最大の被害者たるは謂ふまでも無い。何が此の移民制限の眞の原因であるかは、觀る人に依り異なるであらうが、結局は、現今の世界的風潮であるナシヨナリズム思想の現れに歸せられるであらう。

ブラジルに日本移民排斥の論ありとするも、それは一部特殊の人に限られ、決して一般民衆の聲ではないことを忘れてはならない。これ迄日本移民は優秀農業者として其の産業界に歡迎せられた許りでなく、社會生活に於ても曾て排目的不快な空氣を感じた經驗はないのである。

とまれ移民制限に依つて日本移民は激減の已むなきに至つた。日本移民に對する割當入國數は一九三五年二千八百人、一九三六年三千四百人(十四歳以下割當外)であつた。斯くしてブラジルの外國移民制限は實施せられたけれども、それと同時にサンパウロ州を中心とする農業勞力の不足が急を告げて來た、其の解決の爲に幾つかの彌縫的な方策が施されたが總て效果な

く、今日では、憲法に基く新移民法案をめぐつて、勢力の不足緩和の爲各種各様の便法が眞摯に考へられてゐる。

八 ブラジル移民の將來

ブラジルの外國移民制限は我が移民事業にとつて思はざる痛手であつた。然しそれは決して我がブラジル移民の將來に暗影を投ずるものでもなければ、又それに依つて我國の移民事業全般が毫も影響を受けるものでも勿論無い。而も其の後の情勢は漸次我國に有利に轉じつゝあると觀られ、又此の移民制限はブラジル移民事業關係者に幹思反省の機會を與へ、從來の事業方法に再檢討を促すの結果をも齎らした。必ずしも移民數の大のみを望まず、移民は減少することも移民事業の目指す諸多の効果をより實質的に收めること、移民と共に拓殖事業の振興を促すこと、最近喧しくなつて來た日伯通商貿易に於ける移民の役割を更に効果的ならしめること、二十萬を算する在伯同胞の文化的經濟的生活の向上充實を圖ること等が今後の我がブラジル移民事業の指針でなければならぬ。

要するにブラジルが無限の沃野と、無盡蔵に近い資源とを包蔵する農業國であり、日本が躍進的近代工業國であることに思を致すならば、兩國經濟關係の將來は極めて約束せられたものなるを知るであらう。而して在伯同胞二十萬の存在は、通商に將又企業の進出に、日伯經濟提携の機縁となり、之を維持發展せしめる要因として無視するを得ないものであらう。

ヒトラー總統の

議會演説に對する反響

外務省情報部

一 イーデン英外相の演説

一月十九日、イギリス下院に於てイーデン外相はスペイン問題並にヨーロッパの政情に關して演説したが、スペイン問題に就ては「スペインの擾亂は依然として苛烈であるがこれのためにヨーロッパ大戦に引込まれるといふ危険は減少した。干渉は同國の内亂を長引かすものであるが故に、吾人は終始これに反對する。スペインの政治組織はスペインが自分で決定すべきものであるが、内亂が終つた時に、或國がスペインを支配するやうになるであらうとの見方はスペインの國民性を知らない議論である。不干渉委員會の事業は豫期したところの効果を擧げてゐないが、これはヨーロッパの執らなければならぬ正常な政策である。また義勇兵問題に關して各國がフランスの様な措置に出るならば、協定を結ぶことが容易となるであらう」と述べ、ドイツに關しては「ドイツの將來並にそのヨーロッパに於ける行動は、今日のヨーロッパで最も關心を持たれて居る重大事である。ドイツは自分の國及ヨーロッパの運命を決定するところの實力を持つて居る。若しドイツが他の國と完全な、そして平等な協

力を選ばなければ全イギリス國民は、誤解を取除き平和及安寧を助成することに衷心から助力するであらうと言つたのであつた。

これに關してイギリスのタイムズ、デーリー・ヘラルド等の諸新聞は、イーデン外相の演説はドイツに對する協力を訴へると共にドイツが協力を拒む場合に對する警告であると批評し、また從來ヒトラー總統は再三平和への寄與といふことを唱へたのであるが、イーデン外相の聲明はこれを實現しようとする招請であると論じたのであつた。

またイーデン外相の演説がドイツに傳へられるや多大の反響を喚び起し、ベルリンの諸新聞はイーデン外相が一般國際關係及スペイン問題に關しては贊成の意を表しながら、ドイツに關して説いて居るところは認識不足である。ドイツの孤立獨行政策はヴェルサイユ條約に基く國際情勢の結果で、ドイツとしては出來得る限り平和のため各國と協力するの意思はあり、ドイツの平和促進の提案に對してこれを取り上げず常に機會を失した過失は寧ろイーデン外相にあると反駁し、このイーデン外相のドイツに對する非難は、來るべき一月三十一日のナチス政權樹立記念日に際して、特に本年は四ヶ年計畫完成を機會に招集されるドイツ議會に於て、ヒトラー總統が更にヨーロッパ平和を提案しようとするのに先立つて、これにケチをつけようとするものであると非難したのであつた。

一一 ヒトラー總統の演説

果せる哉、一月三十日に開會されたドイツ議會に於てヒトラー總統は、二時間に亘つて過去四年間のナチス政權の事績を擧げ、第二次四ヶ年計畫に對する覺悟を披瀝し内政、經濟、社會、勞働、植民地問題及對外關係に就て大演説を試みたのであつたが、その中で對外關係に就ては上記のイーデン外相の所謂ドイツの孤立政策を反駁してイーデン外相がドイツを誤解して居るのを遺憾であるとし、ドイツとイタリヤ、オースタリヤ、ハンガリー、ギリシヤ、スペイン諸國との友交關係を指摘すると共に過般の日獨防共協定を強調し、これ等の實例はドイツが孤立政策を執つてゐない證據であると述べ、なほ「ドイツは進んでイギリス及フランスとも協調しようとして居るばかりでなく、他の國の間の平和的接近、例へば最近の英伊及日伊協定をも歓迎するものである。ドイツは過去四年の間に於て既に平等權及國家的自由を回復した。戰爭に敗れた小なる無力の國として餘儀なくされたヴェルサイユ條約上の署名を、今日限り取消すものであることを、に嚴に聲明する。ドイツは少しも領土的野心を持たない。一にヨーロッパの平和を欲するが故に、オランダ及ベルギーの不可侵を尊重する。外國に於ては偶々スペインに對する火事泥的の領土慾を宣傳するものがあるが、ドイツは自分の國の舊植民地を奪ひ取らなかつた國の植民地に對しては、何等の要求をもするの意思はない。スペイン事件に關しては過般のイギリスに對する回答書簡に聲明した通り、列國と共に義勇兵の救援を禁止するばかりでなく、既にスペインに居る自分の國の人々の中で關係して居るものを、何れも引揚げることにするの用意がある」

とドイツの態度を宣言したが、更に進んでボルシェヴィズム世界革命の害毒を攻撃罵倒し、これに對する日獨防共協定の效力を強調して大喝采を博したのであつた。

〔註〕週報第十五號「英伊地中海協定と歐洲の風雲」の十八頁參照

三 イギリスの反響

このヒトラー總統の演説は勿論各國に相當な衝動を與へたのであるが、イギリスに於てはこれがイーデン外相の演説に對する反駁であるが故に最も大きな反響を起したのであつた。

先づ代表的なタイムズ紙は「ヒトラー總統は他國との接觸を拒まぬが、ヨーロッパ大陸全體としての通商や、安全保障の増進のために協同的努力に加はらないことを示した。演説の中には幾多の矛盾がある。今や公の演説の時代は去つて、具體的の商議を必要とする時代である。イギリスのみがかうした商議を自由に出ることが出来るものではないが、迅速な軍備擴張と各國の必要に適合する經濟政策を取るによつて、イギリスは平和に寄與しよう」と述べ、デーリー・テレグラフ紙は「ヒトラー總統の演説の中にドイツの協力實現を示す何物もないのは遺憾である。尤も對佛保障は結構であるがそれもソヴェトに對する抗爭の代償として居る。特にドイツの再軍備に關する部分は、それが目下のヨーロッパ不安の核心であることを忘れて居る。ドイツがヨーロッパ平和のため眞にイギリスと協定を欲するならば具體的な提案を示すべきである」と非難し、マンチェスター・ガーディアン紙は

「舊ドイツ植民地をドイツに返還するよりは、他の國の植民地を國際聯盟の支配の下に置き問題の一般的解決を圖ることを主張すべきである。然しこれもドイツの聯盟復歸、通商の自由、軍備の制限を含む一般的解決案の一部分である筈で、特にソヴェト聯邦を終始敵視すべきではない」と論じ、デーリー・メール紙は「イギリスの政治家はヒトラー總統の演説を十分に研究すべきである。植民地返還要求に對しては特にさうである」と警告し、ニュース・クロニクル紙は「ドイツが軍縮に目醒めない限りヨーロッパに平和は來ない」と慨嘆し、フアイナンシャル・ニュース紙は「經濟的協力と軍縮とは並行すべきものであるが、ヒトラー總統の演説に於ては、フランス側の好まない獨佛直接交渉を提唱し、ヨーロッパの一般的鎮靜の希望を遠くした」と言ひ、サンデー・タイムズ紙は「ヒトラー總統の演説は平和的聲明と言ふべく、ヨーロッパ平和の希望は皆無ではない」と稍好意を持ち、オブザーヴァー紙は「フランスとソヴェト及ソヴェトとチェッコの協定が廢棄されない限り平和は危殆に瀕して居るばかりでなく、一般的戰爭を惹き起すであらう」と憂へて居るのである。

四 フランスの態度

フランスに於ては先づデルボス外相がヒトラー總統が演説した翌三十一日、シアトー・ルノーで行はれた大戦戦死者記念碑の除幕式に臨んで一場の演説を試みた中で、ヒトラー總統の演説に應酬して

「吾人はヒトラー總統の平和に對する誠意は疑はぬ。佛獨兩國政府間に於ける意見の相違は、目

的に就て存するのではなく、その手段に就て存するのである。條約の尊重は平和を維持する基礎條件の一つであるが、ヒトラー總統がまたもや一方的に條項を廢棄したのは遺憾である。然しヒトラー總統の演説は、例へば軍縮に關する部分のやうに建設的な分子を含んでゐる。殊にヒトラー總統が平和がドイツの求める最高の目的であり、ドイツはその實現に協力する意思のあることを聲明したのは欣快とするところである。尤も吾人の實現せんとする協定は何れの國をも敵國とするものではない。ソヴェト聯邦をヨーロッパ國際團體から除名しようとすることは不可である。フランス政府がヨーロッパの經濟建設には平和の雰圍氣を條件とするといふ時に、ドイツ政府は侮辱されたかのやうに感ずる傾向があるが、フランス政府は凡ゆる國、即ちフランス自身をも含めてこの言葉を云ふのである。吾人は原料再分配問題の解決に協力する用意があるが、戦争を助長する結果となるやうなことは絶対に不可である。平和確立のためには軍事工業を平和的工業に改組しなければならぬ」と述べたが、バリの諸新聞はウィクトアール、レビュブリックの兩紙が無條件で賛成し、舊植民地の如きはドイツに返還してこの機会にヨーロッパ問題の一般的解決を策すべきであると云つたのに反して、タン、プチ・パリジアン紙等は内容を検討したばかりで不即不離の態度を取り、フィガロ紙は「ヒトラー總統の演説は何處の國とも衝突しないが、その代り何等現状の具體的な進捗を齎らすものではない」と評し、アントランシジャン紙はヒトラー總統の態度が妥協的であることを指摘し、その他デバ、ジュールナル、エコド・パリ、アミ・デュ・ブール、オールドル、エトル・ヌーヴェル、ポピュラー

ル、ユーマニテ紙等は「これによつてヒトラー總統がイデン外相及ブルーム首相の提議した交渉の基礎範圍を排斥して、ヨーロッパ問題の一般的解決に積極的に参加する意思のないことが明らかになつた」として平和諸國の結合を主張して居るのである。

〔註〕一月二十四日、フランスのブルーム首相はリオンに於て演説して「佛獨間に直接交渉によつて恒久的協定を實現すべしとする議論はヒトラー總統の二國間條約政策に迎合するものでフランス政府の政策ではない。フランス政府は依然平和不可分説を執り聯盟及既存條約に忠實であり、ヨーロッパ問題の一般的解決を目的として佛獨問題の解決を探究するであらう。ドイツの政治的譲歩を條件にこれに經濟的援助を與ふべしといふ説は、佛獨何れの國の面目の上からして同意し得ないところである。吾人はヒトラー總統の平和意見を疑はぬ。従つて他日相互の信頼及平等の原則の上に協定の成立するであらうことを信ずる。尤も經濟的援助が軍備擴張を助ける結果となることは不可であるから、經濟的援助と平和組織及軍縮とは相互關聯させなければならぬ。佛獨問題對ヨーロッパ一般問題、經濟協力對平和組織の密接なる連絡は、これ即ち余の結論である」と述べて居る。

五 その他諸國に於ける反響

ヒトラー總統の演説の中でベルギー及オランダ兩國の中立保障に言及して居るのであるが、ベルギーの新聞は何れも氣乗りがしない論説を掲げ、ナシオン・ベルジュ及ソアール兩紙は條約を尊重しないドイツが與へる保障の價値がないのは明らかであると指摘し、エトアール・ベルジュ紙は大戦當時のドイツの態度を攻撃し、ベルギーがその新外交政策に基いて嚴正中立を守るならばドイツは再びこれを侵すことがないであらう。従つてドイツの保障があるのではないに勝ると論じ、アンデバンダンス・ベルジュ及リール・ベルジク兩紙はドイツの保障はベルギーの新外交政策が英佛獨三國に諒解された結

果であるとし、この政策の成功を説いて居り、その他ヴァンチューム・シエクル紙はドイツの所謂中立がベルギーに西ヨーロッパ問題に對する不干渉を強いるものであるならば不可であると警戒して居る。オランダに於ては、ヒトラー總統がベルギー及オランダの中立を保障すべきことを關係國政府に通知したと述べたといふことが傳へられたので衝動を起した模様であつたが、これに關して今日迄何等の通知を受けてゐないと傳へられて居る。

最後にソヴェト聯邦に於ては、イズヴェスチヤ紙が「イデン外相、ブルーム首相の提案に對するヒトラー總統の回答は否定の一語に盡きて居る。英佛側が孤立を清算し全ヨーロッパ協定に参加すべしと勝つたのに對してヒトラー總統は孤立でないことを抑捺して居り、日獨防共協定に對しては平和事業に對するドイツの貢獻であると吹聴し、ソヴェト聯邦に對しては條約關係を擴張する意思のないことを宣言して居る。英佛殊にイギリスが逡巡しファッシの侵略工作に對して徒らに言葉を以てのみ對應する限りヒトラー總統の言動に奇蹟的の變更を期待するのは不可である」と批評し、ブラウダ紙は「日獨防共協定に比ればウィルヘルム二世の調印した軍事條約の如きは寧ろ無邪氣の遊戯に類するものである。パリ、ジュネーヴ、ロンドンに於てはヒトラー總統の聲明を以て單にソヴェト聯邦のみならずイギリスを目標とするものであると見て居り、ドイツの軍隊のモロッコ上陸及ドイツとポルトガルとの間に調印されたアンゴラに關する條約はドイツが漸次英佛の植民上の利害の圏内に侵入することを物語るものである」と論じ、切りに他の國特にイギリスを引合ひに出して居るところは注目される點である。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○關東州阿片令改正ノ件(二月二十日公布)

昭和六年十一月暹羅國バンコックに於て帝國全權委員が關係各國全權委員と共に署名した阿片吸食防止協定は年齢二十一歳未満の者の阿片吸食及取得に關し禁止及處罰すべきことを規定してゐるので此の協定實施の爲に改正せらるゝものであつて、年齢二十一歳未満の者を強制し、誘引し若は幫助して阿片を吸食せしめ、又は許可を得ずして、阿片を譲渡せしめ、所有し若は所持せしめた者及其の未遂罪を處罰することを定めたもので施行期日は滿洲國駐劄特命全權大使が定むることとなつてゐる。

○豫備役又ハ後備役ノ陸軍將官ノ臨時召集ニ關スル件(二月十日公布)

平常時に於て陸軍軍法會議の判士に現役の將官を以て充つることが出来ないで、豫備役又は後備役の者を以て之に充つる場合に於ては、先づ之を所要の部隊に臨時召集して爲すを適當と認めるので、之が爲豫備役又は後備役の陸軍將官の勤務演習召集以外の召集を新に認むることとしたものである。

○工業試験所官制改正ノ件(二月十日公布)

化學工業の進展を圖るが爲には、將來天然品工業原料に代ふるに大いに人工品を以てし、其の操作工程其他に改善研究を加へ優良なる製品を低廉に得るの途を講ずるの必要があるが、之が爲には専ら觸媒の應用に俟つの外なく、仍て今回工業試験所に於て之が利用方法を研究し新化學工業の成立を圖る爲之に従事する職員を増員(技師技手各二人)したものである。

○樺太廳中央試験所官制改正ノ件(二月十日公布)

樺太は其の地勢南北に延亘し、地方的に著しく地貌土性を異にし且東西兩海岸地方は一般に寒風三流の影響を受け氣象亦其の状態を異にしてゐるので、現存の中央試験所本所(南部)同地帯豊原郡豊北村)及宇遠沿岸事試験支所(南部西海)に於ける試験成績を以て直に他地域に適用することは極めて困難であるので、今回同他の地域に農事試験支所一箇所を設置することとし、技師一人、書記一人、技手二人を増員し、又農の行政整理に依り減員したる技師一人、書記一人、技手三人の官制定員を減員

○關東州阿片令改正ノ件(二月二十日公布)

昭和六年十一月暹羅國バンコックに於て帝國全權委員が關係各國全權委員と共に署名した阿片吸食防止協定は年齢二十一歳未満の者の阿片吸食及取得に關し禁止及處罰すべきことを規定してゐるので此の協定實施の爲に改正せらるゝものであつて、年齢二十一歳未満の者を強制し、誘引し若は幫助して阿片を吸食せしめ、又は許可を得ずして、阿片を譲渡せしめ、所有し若は所持せしめた者及其の未遂罪を處罰することを定めたもので施行期日は滿洲國駐劄特命全權大使が定むることとなつてゐる。

○豫備役又ハ後備役ノ陸軍將官ノ臨時召集ニ關スル件(二月十日公布)

平常時に於て陸軍軍法會議の判士に現役の將官を以て充つることが出来ないで、豫備役又は後備役の者を以て之に充つる場合に於ては、先づ之を所要の部隊に臨時召集して爲すを適當と認めるので、之が爲豫備役又は後備役の陸軍將官の勤務演習召集以外の召集を新に認むることとしたものである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○工業試験所官制改正ノ件(二月十日公布)

化學工業の進展を圖るが爲には、將來天然品工業原料に代ふるに大いに人工品を以てし、其の操作工程其他に改善研究を加へ優良なる製品を低廉に得るの途を講ずるの必要があるが、之が爲には専ら觸媒の應用に俟つの外なく、仍て今回工業試験所に於て之が利用方法を研究し新化學工業の成立を圖る爲之に従事する職員を増員(技師技手各二人)したものである。

○樺太廳中央試験所官制改正ノ件(二月十日公布)

樺太は其の地勢南北に延亘し、地方的に著しく地貌土性を異にし且東西兩海岸地方は一般に寒風三流の影響を受け氣象亦其の状態を異にしてゐるので、現存の中央試験所本所(南部)同地帯豊原郡豊北村)及宇遠沿岸事試験支所(南部西海)に於ける試験成績を以て直に他地域に適用することは極めて困難であるので、今回同他の地域に農事試験支所一箇所を設置することとし、技師一人、書記一人、技手二人を増員し、又農の行政整理に依り減員したる技師一人、書記一人、技手三人の官制定員を減員

する爲、之に必要な定員改正を行ったものである。
 ○明治三十五年勅令第十一號陸軍武官官等表ノ件改正ノ件(勅令第十號)
 ○昭和六年勅令第二百七十一號陸軍兵ノ兵科部、兵種及等級表ニ關スル件改正ノ件(勅令第十號)

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第十四號)
 ○文武判任官等級令中改正ノ件(勅令第十五號)

従來の陸軍武官の將校同相官の名稱を改め大體將官各兵科佐尉官、下士官等の名稱同様の名稱とすること、し、例へば陸軍軍醫總監を陸軍軍醫中將に、陸軍軍醫監を陸軍軍醫少將に、陸軍一等軍醫正を陸軍軍醫大佐とし、又砲工兵諸工長及各部准士官、下士官の官名をも各兵科のものと同じせしむる如く改正し且准士官は之を一律に

准尉とする等の改正を行ひ、尙之に伴つて陸軍兵の兵種及等級表中衛生部及軍樂部の兵種及等級中の名稱を改正し例へば上等看護兵及上等醫工兵を衛生上等兵とする等の改正を加へ、同時に之等の改正に伴つて高等官官等俸給令中武官の官等欄中の武官名及文武判任官等級令中陸軍准士官及下士官の名稱を改めたものである。

○勳章褫奪令中改正ノ件(勅令第十六號)

勳章を有する者が一定の刑に處せられ、又は懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職せられ、若し是を行つた者たるの面目を汚したる場合等に於ては其の受有勳章は或は直に褫奪せられたるものとし、或は情狀に依り之を褫奪せられ、其の他撤用停止に關する規定等が勳章褫奪令に規定せられてゐるが、今回文化勳章令(別稱解脫令)が制定せられたのに伴つて、其の褫奪及撤用停止に付ても、勳章褫奪令を準用することゝ爲す爲同令中一部改正を行ったものである。

梅だより

關東地方

久地 東海道本線川崎駅-南武電車に接換へ久地林下車、約半、見頃二月下旬から三月下旬
 原村 山手線目黒駅又は東海道本線浦田駅にて南武電車に接換へ、矢口電車、約半、見頃二月下旬から三月下旬
 見頃 東海道本線浦田駅-神中線浦田駅に接換へ、見頃二月下旬から三月下旬
 見頃 東海道本線浦田駅-神中線浦田駅に接換へ、見頃二月下旬から三月下旬
 見頃 東海道本線浦田駅-神中線浦田駅に接換へ、見頃二月下旬から三月下旬
 見頃 東海道本線浦田駅-神中線浦田駅に接換へ、見頃二月下旬から三月下旬

中部地方

湯田 東海道本線原之内駅からバスが、見頃二月下旬から三月下旬
 湯田 東海道本線原之内駅からバスが、見頃二月下旬から三月下旬
 湯田 東海道本線原之内駅からバスが、見頃二月下旬から三月下旬
 湯田 東海道本線原之内駅からバスが、見頃二月下旬から三月下旬
 湯田 東海道本線原之内駅からバスが、見頃二月下旬から三月下旬

近畿地方

本 東海道本線住吉駅から一軒半、阪急電車間本線附近、六甲山の麓にある。見頃二月下旬から三月下旬
 本 東海道本線住吉駅から一軒半、阪急電車間本線附近、六甲山の麓にある。見頃二月下旬から三月下旬
 本 東海道本線住吉駅から一軒半、阪急電車間本線附近、六甲山の麓にある。見頃二月下旬から三月下旬
 本 東海道本線住吉駅から一軒半、阪急電車間本線附近、六甲山の麓にある。見頃二月下旬から三月下旬
 本 東海道本線住吉駅から一軒半、阪急電車間本線附近、六甲山の麓にある。見頃二月下旬から三月下旬

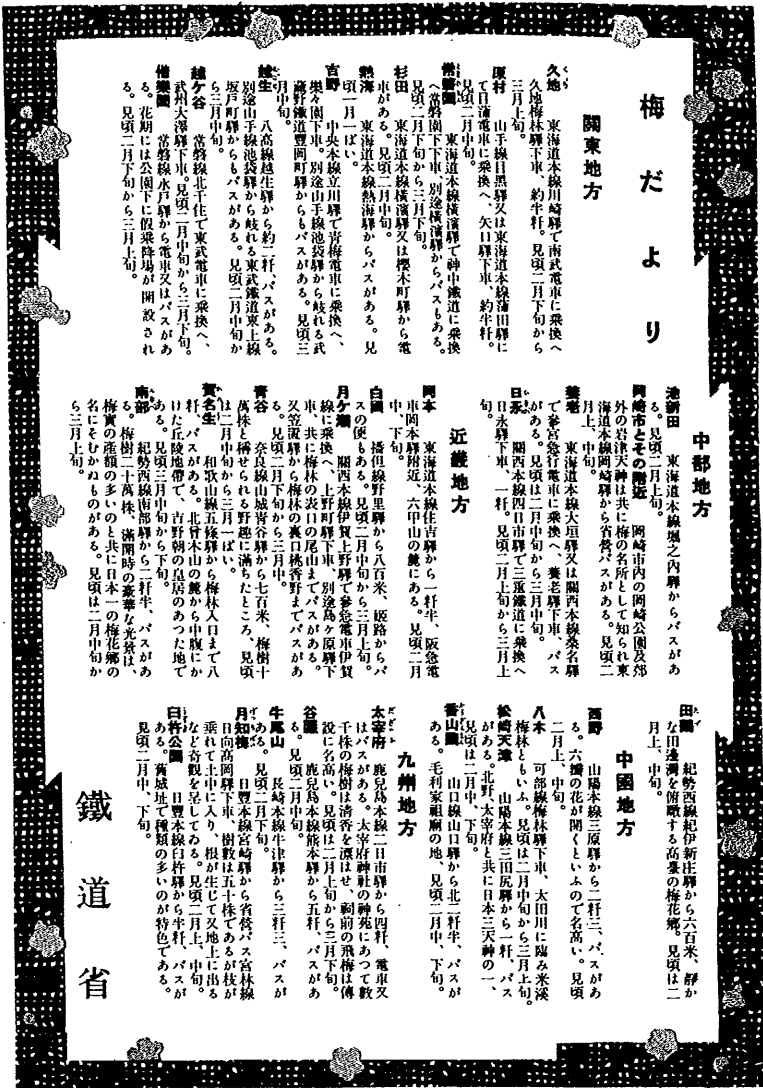
中国地方

山陽本線三原駅から二軒三、バスがある。六甲の花が開くといふので名高い。見頃二月下旬から三月下旬
 山陽本線三原駅から二軒三、バスがある。六甲の花が開くといふので名高い。見頃二月下旬から三月下旬
 山陽本線三原駅から二軒三、バスがある。六甲の花が開くといふので名高い。見頃二月下旬から三月下旬
 山陽本線三原駅から二軒三、バスがある。六甲の花が開くといふので名高い。見頃二月下旬から三月下旬
 山陽本線三原駅から二軒三、バスがある。六甲の花が開くといふので名高い。見頃二月下旬から三月下旬

九州地方

本 鹿児島本線二日市駅から四軒、電車又はバスがある。大宰府神社の神苑にあつて数千年の梅樹は活き活きと、前年の飛梅は傳説に名高い。見頃は二月下旬から三月下旬
 本 鹿児島本線二日市駅から四軒、電車又はバスがある。大宰府神社の神苑にあつて数千年の梅樹は活き活きと、前年の飛梅は傳説に名高い。見頃は二月下旬から三月下旬
 本 鹿児島本線二日市駅から四軒、電車又はバスがある。大宰府神社の神苑にあつて数千年の梅樹は活き活きと、前年の飛梅は傳説に名高い。見頃は二月下旬から三月下旬
 本 鹿児島本線二日市駅から四軒、電車又はバスがある。大宰府神社の神苑にあつて数千年の梅樹は活き活きと、前年の飛梅は傳説に名高い。見頃は二月下旬から三月下旬
 本 鹿児島本線二日市駅から四軒、電車又はバスがある。大宰府神社の神苑にあつて数千年の梅樹は活き活きと、前年の飛梅は傳説に名高い。見頃は二月下旬から三月下旬

鐵道省



週報

第十號
昭和二十二年二月二十四日

官報附録

昭和十二年十一月一日第三種郵便物認可
昭和十二年二月二十四日發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

- 再開後の議會に於ける
（大藏省主税局）
税法案の概要
（陸軍省新聞班）
- 思想戦より觀たる防共
（國際時事解説）
- シベリアに於ける
鐵道建設の躍進
（外務省情報部）
- 停會明議會に於ける
國務大臣の演説

週報

昭和十二年十一月一日第三種郵便物認可
昭和十二年二月十七日發行
（毎週一回水曜日發行）

第十八號

（本書の大きさは國定規格A5判）

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區常盤町一之三 振替東京九九三〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ年(前金) 一圓四十錢 （外購に依る地） （城は三四十錢） 要送料
	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和十二年二月十七日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市神田區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市神田區永田町
發行所 東京市神田區大手町